



2009年7月16日発行（第72号）

## 雇用保険非受給者のための職業訓練の基準を公表 （緊急人材育成支援事業）

中央職業能力開発協会は、国の平成21年度補正予算で創設された「緊急人材育成・就職支援基金」により実施する、雇用保険を受給できない方の職業訓練機会の拡充及び訓練期間中の生活保障を行う「緊急人材育成支援事業」について、民間教育訓練機関等が実施する職業訓練について、一定の質を確保するため、実施計画を認定する際の基準（認定基準）を平成21年7月13日に定めた。

認定基準は、組織体制、施設設備、訓練指導担当者、カリキュラム・訓練期間、訓練内容、指導方法、教材・受講費用等についてそれぞれ定めている。

今後、緊急人材育成支援事業による職業訓練（基金訓練）を実施する民間教育訓練機関等を広く募集し、計画認定申請の受付を開始し、積極的に基金訓練を実施していくこととする。

計画認定申請の相談・受付は、中央職業能力開発協会から委託を受けて、独立行政法人雇用・能力開発機構の都道府県センターが実施する。認定された訓練情報については、当協会のホームページ等で直ちに掲載する。

基金訓練の認定を受け訓練を実施すると、新規訓練設定奨励金、訓練奨励金が支給される。

雇用保険を受給できない方が、ハローワークのあっせんにより基金訓練、公共職業訓練を受講する場合は、訓練期間中の生活保障として「訓練生活支援給付」が支給される。

詳しくは JAVADA ホームページ    
トピックス（平成21年7月13日）  
<http://www.javada.or.jp/topics/pdf/h20090713.pdf>

担当：事業部  
人材育成支援課  
川村（かわむら）  
TEL 03-5800-3449  
FAX 03-5800-3726

厚生労働省ホームページ  
厚生労働省報道発表（平成21年7月15日）  
<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2009/07/h0715-1.html>

### JAVADAの主な業務紹介

「ものづくり・技能の継承と発展」 「職業能力評価制度・試験の開発と実施」  
「国際協力の推進」 「キャリア形成の支援」 「能力開発に役立つ情報の発信」

<http://www.javada.or.jp/>

（当ニュースの送付先等に変更がある場合は、お手数ですがご連絡下さいますようお願いいたします。）